特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構定款

第１章 総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構と称し、欧文では Wiener Blut Ball Operating Organization と表記する。
略称は WBO とする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目14番11号　朝日神保町プラザ707号室　株式会社ABC内に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、Wiener Blut Ball（ウィーン気質舞踏会）を主催・運営することにより、日本とオーストリア両国の相互理解と友好を深め、文化交流を促進するとともに、日本におけるボールルームダンス（社交ダンス）文化の発展に寄与し、舞踏会を通じて一般市民の交流を促進することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2)国際協力の活動
(3)まちづくりの推進を図る活動
(4)社会教育の推進を図る活動
(5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) WBB（ウィーン気質舞踏会）の主催運営・記録映像の作成
(2) WBB参加者向け「ダンス練習会」の開催
(3) WBB参加者および関係者向け舞踏会関連セミナーの開催
(4) その他目的を達成するために必要な事業

２　この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 舞踏会関連講座・ワークショップの開催
(2) ホームページへの広告掲載事業

３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第２章 会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 一般会員 この法人の目的に賛同し活動に参加するために入会した個人及び団体

（入　会）
第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会規定による入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の入会申込書を受理したときは、理事会に諮り、承認の可否を決定する。
４　理事長は、第2項のものの入会を承認しないときは、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章 役　員

（種別及び定数）
第12条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上
(2) 監事　１人以上
２　理事のうち１人を理事長とし、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会　議

（種　別）
第19条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第21条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任及び解任
(7) 役員の職務及び報酬
(8) 入会金及び会費の額
(9) 資産の管理の方法
(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11) 解散における残余財産の帰属
(12) 事務局の組織及び運営
(13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第22条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第14条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第24条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条　総会における議決事項は、第23条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第31条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第32条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第 33 条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第34条　理事会における議決事項は、第32条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資　産

（資産の構成）

第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章 会　計

（会計の原則）

第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の２種とする。

（事業年度）

第42条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受

け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）
第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。
３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）
第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）
第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑　則

（細　則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	古川　隆
副理事長	辻野　靖彦
理　事	秋和　真一
理　事	渋谷　伸子
監　事	塚田　ゆかり
監　事	伊藤　暁美

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年6月30日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員（個人）	10000円
	正会員（団体）	50000円
	一般会員（個人・団体）	3000円
(2)年会費	正会員（個人）	10000円
	正会員（団体）	30000円
	一般会員（個人・団体）	2000円

書式第１号（法第１０条・第２３条関係）

設立・役員変更用

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構

１　確認事項（法第２０条及び第２１条を確認の上、チェックを入れてください。）

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第２０条関係）
☑各役員について、親族の規定に違反していません。（法第２１条関係）

２　役員一覧

	役　名	（フリガナ） 氏　　名	[redacted]	報酬の有無	役職名等
1	理事	フルカワタカシ 古川　隆	[redacted]	有	理事長
2	理事	ツジノヤスヒコ 辻野　靖彦	[redacted]	無	副理事長
3	理事	アキワシンイチ 秋和　真一	[redacted]	無	理事
4	理事	シブタニノブコ 渋谷　伸子	[redacted]	有	理事・事務局担当
5	監事	ツカダユカリ 塚田　ゆかり	[redacted]	無	監事
6	監事	イトウ　アケミ 伊藤　暁美	[redacted]	無	監事
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和８年度　　事　業　計　画　書

特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構

１　事業実施の方針

本法人は、特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構の企画・主催・運営を中心に、日本とオーストリア両国の文化交流を促進し、ボールルームダンス（社交ダンス）文化の普及・教育を図ることを目的として事業を実施する。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【　2,160　】千円）

① WBB（ウィーン気質舞踏会）の企画・広報・主催運営・記録映像作成事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
WBBの企画・広報・主催運営・記録映像作成	年３回の舞踏会開催、会場手配、出演者調整、広報、記録映像作成	年３回	都内ホール等	10名	一般市民・参加者	50名×3回	1500

② WBB参加者向け「ダンス練習会」の開催事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
WBB参加者向け「ダンス練習会」の開催	毎月１回のボールルームダンスの練習、基礎指導、舞踏会での礼節・マナー講習	年８回	都内ダンススタジオ等	5名	一般市民・WBB会員	10名×8回	160

③WBB参加者および関係者向け「舞踏会関連セミナー」の開催事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
WBB参加者および関係者向け「舞踏会関連セミナー」の開催	日本とオーストリアの文化交流（歴史・文化・音楽・礼節）に関する有識者による講演と参加者による交流会	年２回	都内会議室等	5名	一般市民・WBB会員	50名×2回	500

（2）その他の事業（収益事業）

（事業費の総費用【　260　】千円）

① 舞踏会関連講座・ワークショップの開催事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
舞踏会関連講座・ワークショップの開催	舞踏会に関する専門的なワークショップを会員限定で開催	年1回	都内会議室	3名	一般市民・WBB会員	20名	160

② ホームページへの広告掲載事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
ホームページへの広告掲載	ホームページに広告掲載を希望する法人・組織・団体に広告スペースを提供し、内容を審査のうえ掲載	年6回	ホームページ上	3名	広告掲載希望者	2社	100

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和９年度　　事　業　計　画　書

特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構

１　事業実施の方針

本法人は、特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構の企画・主催・運営を中心に、日本とオーストリア両国の文化交流を促進し、ボールルームダンス（社交ダンス）文化の普及・教育を図ることを目的として事業を実施する。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【　2,740　】千円）

① WBB（ウィーン気質舞踏会）の企画・広報・主催運営・記録映像作成事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
WBBの企画・広報・主催運営・記録映像作成	年４回の舞踏会開催、会場手配、出演者調整、広報、記録映像作成	年４回	都内ホール等	10名	一般市民・参加者	50名×4回	2000

②WBB参加者向け「ダンス練習会」の開催事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
WBB参加者向け「ダンス練習会」の開催	毎月１回のボールルームダンスの練習、基礎指導、舞踏会での礼節・マナー講習	年８回	都内ダンススタジオ等	5名	一般市民・WBB会員	15名×8回	240

③WBB参加者および関係者向け「舞踏会関連セミナー」の開催事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
WBB参加者および関係者向けセミナーの開催	日本とオーストリアの文化交流（歴史・文化・音楽・礼節）に関する有識者による講演と参加者による交流会	年２回	都内会議室等	5名	一般市民・WBB会員	50名×2回	500

（2）その他の事業（収益事業）

（事業費の総費用【　360　】千円）

① 舞踏会関連講座・ワークショップの開催事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
舞踏会関連講座・ワークショップの開催	舞踏会に関する専門的なワークショップを会員限定で開催	年1回	都内会議室	3名	一般市民・WBB会員	20名	160

② ホームページへの広告掲載事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
ホームページへの広告掲載	ホームページに広告掲載を希望する法人・組織・団体に広告スペースを提供し、内容を審査のうえ掲載	年6回	ホームページ上	3名	広告掲載希望者	4社	200

書式第１０号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

2026年度　活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業 金額	特定非営利活動に係る事業 小計・合計	その他事業 金額	その他事業 小計・合計	合計
【A】 経常収益					
1 受取会費		310,000		0	310,000
正会員受取入会金（個人）	90,000				
正会員受取入会金（団体）	50,000				
一般会員受取入会金	30,000				
正会員受取年会費（個人）	90,000				
正会員受取年会費（団体）	30,000				
一般会員受取年会費	20,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金					
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		2,160,000		260,000	2,420,000
ウィーン気質舞踏会の企画・広報・主催運営・記録映像の作成（1回目）	500,000				
ウィーン気質舞踏会の企画・広報・主催運営・記録映像の作成（2回目）	500,000				
ウィーン気質舞踏会の企画・広報・主催運営・記録映像の作成（3回目）	500,000				
WBB参加者向け「ダンス練習会」の開催（8回分）	160,000				
WBB参加者および関係者向け舞踏会関連セミナーの開催（2回分）	500,000				
舞踏会関連講座・ワークショップの開催	0		160,000		
ホーム頁への広告掲載事業	0		100,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		2,470,000		260,000	2,730,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
（1）人件費		240,000		0	240,000
給料手当（アルバイト2名×6回）	120,000				
役員報酬	120,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
（2）その他経費		1,870,000		100,000	1,970,000
会場費（舞踏会3回）	990,000				
舞踏会演奏出演費（3回）	150,000				
カメラマン撮影費（3回）	90,000				
案内リーフレット制作費（3回）	60,000				
ダンススタジオレンタル料（8回）	80,000				
セミナー会議室利用料（2回）	100,000				
セミナー講師謝礼（2回）	100,000				
ワークショップ会議室利用料	0		50,000		
ワークショップファシリテーター謝礼	0		50,000		
保険料（3回分）	60,000				
JASRAC著作権料（3回分）	120,000				
ホームページ維持管理料	120,000				
事業費計		2,110,000		100,000	2,210,000
2 管理費					
（1）人件費		240,000		0	240,000
役員報酬 [redacted]	120,000				
給料手当（事務担当）	120,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
（2）その他経費		200,000		0	200,000
消耗品費	50,000				
水道光熱費					
通信運搬費	20,000				
事務用品費	10,000				
旅費交通費	120,000				
減価償却費					
管理費計		440,000		0	440,000
経常費用計		2,550,000		100,000	2,650,000
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①		-80,000		160,000	80,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0		0	0
経理区分振替額 ・・・③		160,000		-160,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		80,000		0	80,000
法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤					70,000
設立時正味財産額 ・・・⑥					10,000
次期繰越正味財産額 ④－⑤+⑥					20,000

書式第１０号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

2027年度　活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業 金額	特定非営利活動に係る事業 小計・合計	その他事業 金額	その他事業 小計・合計	合計
【A】 経常収益					
1 受取会費		220,000		0	220,000
正会員受取入会金（個人）	0				
正会員受取入会金（団体）	0				
一般会員受取入会金	60,000				
正会員受取年会費（個人）	90,000				
正会員受取年会費（団体）	30,000				
一般会員受取年会費	40,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金					
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		2,660,000		360,000	3,020,000
舞踏会1回目	500,000				
舞踏会2回目	500,000				
舞踏会3回目	500,000				
舞踏会4回目	500,000				
ダンス練習会（8回分）	160,000				
舞踏会関連セミナー（2回分）	500,000				
舞踏会関連講座・ワークショップ	0		160,000		
ホーム頁への広告掲載	0		200,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		2,880,000		360,000	3,240,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
（1）人件費		260,000		0	260,000
給料手当（アルバイト2名×7回）	140,000				
役員報酬	120,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
（2）その他経費		2,360,000		100,000	2,460,000
会場費（舞踏会4回）	1,320,000				
舞踏会演奏出演費（4回）	200,000				
カメラマン撮影費（4回）	120,000				
案内リーフレット制作費（4回）	80,000				
ダンススタジオレンタル料（8回）	80,000				
セミナー会議室利用料（2回）	100,000				
セミナー講師謝礼（2回）	100,000				
ワークショップ会議室利用料	0		50,000		
ワークショップファシリテーター謝礼	0		50,000		
保険料（4回分）	80,000				
JASRAC著作権料（4回分）	160,000				
ホームページ維持管理料	120,000				
事業費計		2,620,000		100,000	2,720,000
2 管理費					
（1）人件費		240,000		0	240,000
役員報酬 [redacted]	120,000				
給料手当（事務担当）	120,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
（2）その他経費		180,000		0	180,000
消耗品費	30,000				
水道光熱費					
通信運搬費	20,000				
事務用品費	10,000				
旅費交通費	120,000				
減価償却費					
管理費計		420,000		0	420,000
経常費用計		3,040,000		100,000	3,140,000
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①		-160,000		260,000	100,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0		0	0
経理区分振替額 ・・・③		260,000		-260,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		100,000		0	100,000
法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額 ・・・⑥					20,000
次期繰越正味財産額 ④－⑤+⑥					50,000

設　　立　　用

書式第６号（法第１０条関係）

特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構設立趣旨書

日本国とオーストリア共和国は、長年にわたり文化・芸術を通じて深い交流を続けてきた歴史がある。

その中でも、ウィーンの伝統文化である「舞踏会（Ball)」は、音楽・ダンス・礼節・社交を総合的に体験できる文化芸術イベントとして世界的に高い評価を受けている。

しかし、日本国内においては、ダンスは盛んであるが舞踏会文化を総合文化芸術ととらえ体系的に学び体験し継承する機会は限られているのが現実である。残念ながらその魅力や文化的背景が十分に紹介されているとは言い難い状況にある。

本来、舞踏会文化は、音楽・ダンス・礼節・社交を通じて人々が互いを尊重し合い国境や世代を超えて交流するための豊かな文化資源であり、日本においても誰もが安心して学び参加しその価値を共有できる環境が整備されるべきである。

そこで私たちは、ウィーンの伝統文化芸術である舞踏会文化を日本に紹介し両国の相互理解と友好を深めることを目的として、「Wiener Blut Ball（ウィーン気質舞踏会)」の企画・主催・運営を行ってきた。

本会は過去2年間にわたり、

- 4回の舞踏会（WBB）の開催
- 毎月の「舞踏会に参加するための練習会」の継続実施
- 独自のホームページ（WBO.jp）を通じてのボールムールダンスに関する情報発信

など、文化的・教育的な活動を継続してきた。

特に、毎月開催される練習会は、舞踏会文化の普及とボールルームダンス（社交ダンス）の基礎教育の場として多くの参加者を集め、舞踏会当日の参加者育成だけでなく、文化芸術への参加機会の創出という公益的役割を果たしている。

また、これらの活動は、オーストリア大使館商務部、オーストリア大使館／オーストリア文化フォーラム東京、日墺文化協会、NPO法人日本オペレッタ協会、一般社団法人日本クラリネット協会、日本ハンガリー友好協会など、多くの公的機関、文化団体から後援を受けながら実施されており、その社会的意義と信頼性は高く評価されている。

今後、活動の継続性・透明性を高め、より多くの国民に開かれた文化事業として発展させるためには、特定非営利活動法人としての組織基盤の確立が不可欠であると考える。

そのため、ここに「特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構」を設立し、文化芸術の振興と国際交流の推進に寄与することを目指すものである。

申請に至るまでの具体的な経過

令和5年11月	任意団体「Wiener Blut Ball（ウィーン気質（かたぎ）舞踏会）運営機構」発足
令和5年12月	ホームページWBO.jpを開設。ボールルームダンス関連の情報発信開始。
令和6年3月～現在	毎月1回の練習会開催
令和6年7月21日	Wiener Blut Ball 2024開催
令和7年9月7日	Wiener Blut Ball 2025開催
令和8年1月12日	Wiener Blut Ball 2026　ニューイヤー舞踏会開催
令和8年5月17日	Wiener Blut Ball 2026　仮面舞踏会開催

令和8年７月13日

設立代表者

氏名　　古　川　　隆